

**地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、
令和2年4月から「会計年度任用職員」が創設されます。**

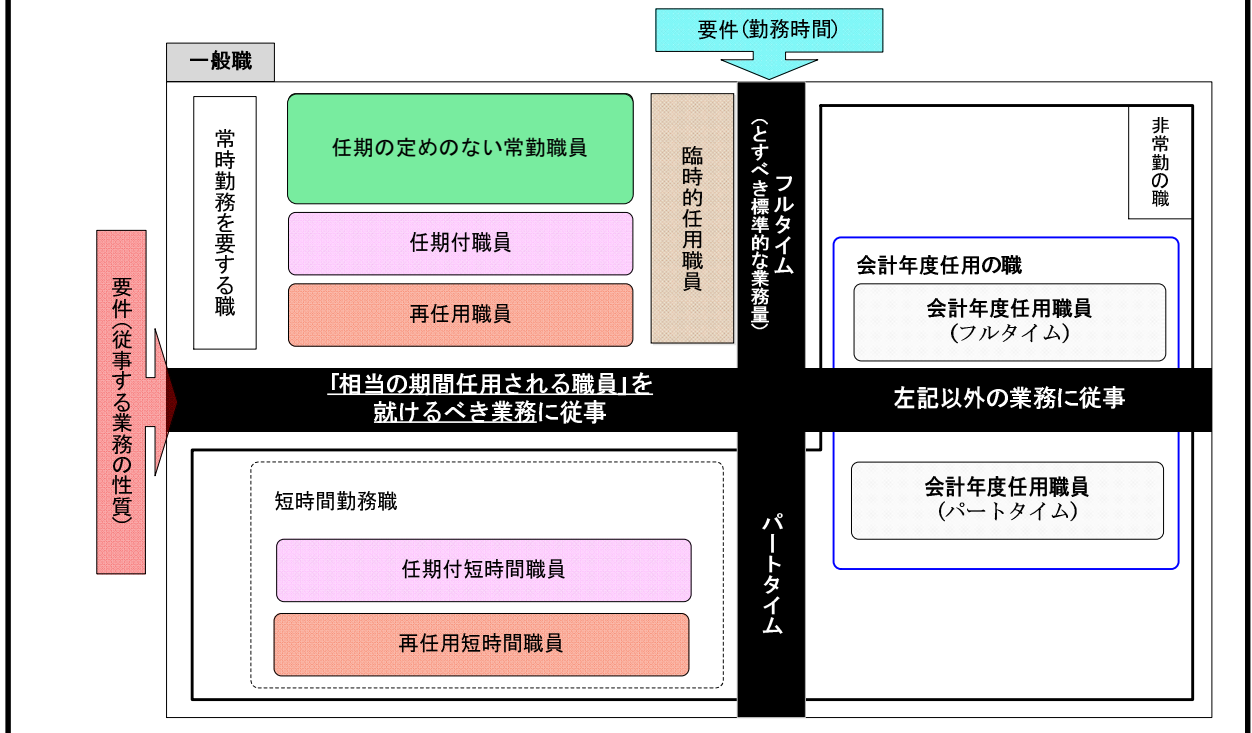
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律のポイント

- 特別職の範囲及び臨時的任用を厳格化
- 一般職の非常勤職員として「会計年度任用職員」を制度化
- 会計年度任用職員移行後は、地方公務員法等の各種規定（給与・勤務時間・服務等）が適用されるため、それに伴う条例改正が必要

会計年度任用職員制度の概要

定義 一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める職員。
会計年度任用職員は、その勤務時間に応じ、いわゆるフルタイムとパートタイムの2つの類型に区分される。

類型 フルタイム：一週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員と同一
パートタイム：一週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員に比し短い



北九州市における会計年度任用職員制度

【会計年度任用職員へ移行する職員】 約3,300人（予定）

●本市の状況（平成30年4月1日時点（臨時的任用職員・非常勤嘱託員は同年5月1日時点）の職員数による試算

任用の区分			任用の区分		職員数 (人)
一般職	任期の定めのない常勤職員		常勤職員		12,193
	再任用職員		再任用職員		513
	任期付職員		任期付職員		18
臨時的任用職員	主に、 ①一時的な業務繁忙への対応 ②育児休業職員等の代替職員	➡	臨時的任用職員	育児休業等の代替職員で、常勤職員と同等の業務を行う（常勤講師等）	919
非常勤嘱託員	主に、 ①一定の専門知識や資格・経験を要する業務 ②短時間で処理が可能な業務		会計年度任用職員	「相当の期間任用される職員」を就けるべき業務（本格的業務）以外の業務に従事	3,321
特別職		特別職	非常勤嘱託員	専門的な知識・経験等に基づき、助言・調査等を行う（顧問、参与、医師等）	101

【会計年度任用職員の処遇】

（現状）

（令和2年度以降）

区分 (主なもの)		臨時職員 嘱託員	会計年度任用職員				
			フルタイム	パートタイム			
人事面	勤務時間	職の内容等に応じて設定	常勤職員に同じ	常勤職員に比べて短い			
	人事評価	実施しない	実施する				
	休暇等	就業要綱等で規定	国の非常勤職員の制度と同等の休暇等を整備				
給与面	基本給	賃金・報酬	給料	常勤職員との権衡	報酬		フルタイムとの権衡
	時間外 休日勤務 夜間勤務	賃金・報酬	時間外勤務手当 休日勤務手当 夜間勤務手当		報酬		
	通勤	一部補助	通勤手当		費用弁償		
	ボーナス	一時金	期末手当 (勤勉手当なし)		期末手当 (勤勉手当なし)		
	特殊勤務	なし	特殊勤務手当		報酬		
	地域	なし	地域手当		報酬		
	扶養	なし	なし		なし		
	住居	なし	なし		なし		
	退職	なし	退職手当		なし		